

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

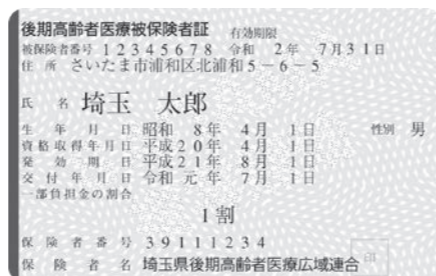
「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」について

保険証を更新します。新しい保険証は紫色です。

現在の保険証は、7月31日（水）が有効期限です。

新しい保険証を7月上旬に郵送しますので、更新手続は不要です。

※有効期限が切れた保険証は各自で厳重に処分していただくか、町民課へお返しく下さい。



「限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）、限度額適用認定証（認定証）」について

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は住民税非課税世帯の方を対象とし、「限度額適用認定証」は課税所得が145万円以上690万円未満の方を対象とします。認定証を病院の窓口に表示することで、同一月で同一の医療機関に支払う金額を、自己負担限度額までに抑えることができます。

現在認定証をお持ちの方 現在の認定証は7月31日（水）が有効期限です。

8月以降も該当する方には、新しい認定証を7月末までに郵送しますので、申請手続は不要です。

新たに申請する方 保険証をご持参のうえ、町民課で手続をしてください。

保険料について 7月上旬に後期高齢者医療保険料額通知書を郵送します。

「特別徴収開始通知書」が届いた方は、年金支給月に年金天引き（特別徴収）します。

「納入通知書（口座振替）」が届いた方は、納付期限日に口座振替（普通徴収）します。

「納入通知書」が届いた方は、納付書で納付期限までに指定された金融機関等で保険料を納めてください。後期高齢者医療保険料 第1期 納付期限は7月31日（水）です。

納付方法について 年金天引き（特別徴収）の方は、申請により口座振替への変更もできます。その場合、所得税や町県民税の社会保険料控除は、振替をする口座の名義人の方に適用されます。申請から変更処理完了までに数か月を要し、その間は年金天引きとなります。申請の手続等、詳細はお問合せください。

問合せ 町民課 後期高齢者医療担当 ☎ 147～149

Table showing details of the '後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証' (Post-high aged medical insurance limit application and standard burden reduction certificate) for Tachibana Taro, including dates and insurance details.

小川町国民健康保険に加入されている70～74歳の皆さんへ

『高齢受給者証』を更新します！

国民健康保険に加入されている70～74歳の方には、『高齢受給者証』が交付されていますが、現在の『高齢受給者証』（桃色）の有効期限は7月31日（水）です。新しい『高齢受給者証』（桃色）は、対象の方に7月中旬に郵送しますので、8月以降、医療機関等にかかる際には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。

○新しい高齢受給者証の有効期限は、令和元年8月1日から令和2年7月31日までです。なお、74歳の方の有効期限は、75歳の誕生日（＝後期高齢者医療制度への移行日）の前日です。

○一部負担金の割合（医療費の窓口負担）は、判定に基づいて2割または3割になります。令和元年度の町県民税課税所得や平成30年中の収入状況に基づき、負担割合の再判定を行うため、8月以降の一部負担金の割合が変更になる場合があります。

○8月2日以降、新たに70歳の誕生日を迎えられる方には、誕生月の下旬に高齢受給者証を郵送します。

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）からの医療費の窓口負担は、判定に基づいて2割または3割になります。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ 147～149

Table showing details of the '埼玉県国民健康保険高齢受給者証' (Saitama Prefecture National Health Insurance High-Aged Beneficiary Certificate) for Tachibana Taro, including address, name, and birth date.

国民年金からのお知らせ

令和元年7月～令和2年6月分の国民年金保険料免除申請の受付を開始しました

経済的な理由や災害等により、保険料を納めることが困難な場合には、所得状況により全額免除・納付猶予・4分の3免除・半額免除・4分の1免除が受けられます。

手続の方法 年金手帳、印鑑を持参し、町民課戸籍年金担当窓口へお越しください。

失業者の特例を受けたい方は、雇用保険受給資格者証等もご持参ください。

審査結果について 日本年金機構から審査結果が送付されます。

○全額免除・納付猶予の承認を受けた場合：7月～翌年6月までの期間、保険料の納付が免除・猶予されます。

○一部免除の承認を受けた場合：後日、一部納付用の納付書が送付されます。ただし、一部納付保険料を期限内に納付しないと未納扱いになりますのでご注意ください。

○申請が却下になった場合：保険料の納付が必要です。納付書がない場合は再発行が必要です。町民課戸籍年金担当または年金事務所に連絡してください。

追納について 免除・納付猶予の承認を受けた期間は、10年以内であれば追納ができます。しかし承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎ 146

マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、様々な行政サービスを受けられるようになるICカードです。初回の発行は無料です。

下記必要書類をお持ちのうえ、役場窓口で申請が可能です。

受付窓口 町民課 戸籍年金担当（役場1階）

申請できる方 本人のみ。任意代理人による申請は不可（ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人の確認書類及び付添いが必要になります。詳細は事前にお問合せください）。

手数料 初回発行のみ無料。紛失等によるカード再発行800円、電子証明書再発行200円。

必要書類 通知カード、本人確認書類※1、印鑑、マイナンバーカード交付申請書※2、住民基本台帳カード（お持ちの場合※3）、本人の写真（縦4.5cm×横3.5cm）

手続方法 必要書類をお持ちになり、窓口で申請してください。持ち物に不足があった場合は受付できません。事前によくご確認ください。また、カードに設定する暗証番号※4は、ご提出いただく暗証番号設定依頼書に基づき職員が入力します。

カードの受取 発行後、本人限定受取郵便（転送不可）により本人の住民登録地に送付します。申請からカード発送まで1～2か月かかります。

※1 運転免許証、パスポート等顔写真有の物は1点、健康保険証、年金手帳等顔写真無の物は2点必要になります。コピーではなく必ず原本をお持ちください。

※2 マイナンバーカード交付申請書は役場でも発行可能です。

※3 住民基本台帳カードは本人申請により発行するカードです。マイナンバーカードと併用はできませんので、お持ちの方は廃止手続が必要です。紛失された場合は窓口で紛失届をご記入ください。

※4 暗証番号はご自身でお決めください（②③④は同じ暗証番号を使用できます）

①署名用電子証明（英数字6～16文字。英字は大文字になります）

②利用者証明用電子証明（数字4文字）

③住民基本台帳事務用（数字4文字）

④券面事項入力補助用（数字4文字）

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎ 142～144

マイナンバー制度全般のお問合せ（フリーダイヤル）
0120-95-0178
平日 午前9時30分～午後8時
休日 午前9時30分～午後5時30分
※年末年始（12月29日～1月3日）を除く